

第二十六回国 参議院 商工委員会 會議録 第十一号

昭和三十三年三月十四日(木曜日)午前
十時四十五分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 松澤 兼人君
- 理事 西川 弥平治君
- 近藤 信一君
- 委員 青柳 秀夫君
- 大谷 賢雄君
- 古池 信三君
- 白井 勇君
- 高橋 衛君
- 小幡 治和君
- 阿部 竹松君
- 島 清君
- 相馬 助治君
- 豊田 雅孝君
- 大竹 平八郎君

- 國務大臣 水田三喜男君
- 通商産業大臣 八木 一郎君
- 政府委員 農林政務次官 長谷川四郎君
- 通商産業 政務次官 松尾 金藏君
- 通商産業大 臣官房長 松尾 金藏君
- 通商産業省 通商局長 松尾 金藏君
- 事務局 常任委員 小田橋貞壽君
- 専門委員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件
 ○輸出検査法案(内閣提出)
 ○輸出保険法の一部を改正する法律案
 (内閣提出)

○委員長(松澤兼人君) これより會議を開きます。

議事に入る前に、一昨日当委員会で決定いたしました委員派遣の件は、昨日議長の承認を得ましたので、予定通り十五、十六の両日に実施することになり、御了承願いたいと思っております。

○委員長(松澤兼人君) 本日は、公報記載の通り法案審議を行います。

○大竹平八郎君 議事進行について。

先々回の委員会でお願しておきまして、同時にほとんど御賛成を得たと思っておりますが、外務大臣の出席を得まして、外務大臣が盛んにこのころ唱えております、いわゆる「経済外交の問題を中心とした」として、われわれ委員といたしましては緊急に質疑及び外務大臣の所信をお尋ねしたい。こういう意味で出席を要求したかったのであります。特に私どもが急いだ点は、新聞紙上で御承知の明十五日に財界、ことに顔ぶれを見ますと、と、大体貿易商が中心のようであり、これを外務大臣が呼んでおられるわけなどあります。できれば私どもも、たしましては、その前に御出席を願ひまして質問をいたしたいと思つたのであります。予算總會等の関係もありませんので、それから、また非公式に開くところによりますと、十五日の会合は外務大臣自身の所信を披瀝するといふよりも、むしろ財界人、業者の意見を参考にしたい、こういうような非公式的な話もありましたので、一応そ

の点は私どもはまあ了とするのでありますが、しかし商工委員会に出ているので、通産大臣も同席をせられたところで質疑応答をやることか、いわゆる「岸経済外交」に對しては、非常に意義があるのじゃないか、私どもはむしろそう考へるのでありますので、なるべく、その意味において、早い機会に御出席を願ひたいと思ひ、また、その交渉の状況等について、委員長にお尋ねをするわけであります。

○委員長(松澤兼人君) 委員長が事務局をしてお出席を要求しておりますことは、この前も申し上げた通りでありまして、その後、外務省の国会担当の關係の者からの話によりますと、参議院における予算審議の進行の狀態を考へて、本日予算委員会の總括質問が夕方終る、で、四時から先ならば、からだがあくようになるかもしれないという話を聞いております。大竹委員の発言は、この委員会でも、全体の考へとして尊重しなければならぬと思つておりますので、なお、極力、まあ本日の問題になりませうかどうですか、これは別といたしまして、御要望の趣旨をできるだけ早い機会に外務大臣としてこの委員会に出席してもらひ、いわゆる「経済外交の問題」についての構想を聞きたい。かように考へて、なお、出府方を促進する考へております。

○委員長(松澤兼人君) それでは議事に入ります。

まず、輸出検査法案を議題といたしますが、本法案に關しましては、農林

水産委員長から文書をもって申し入れがありました。お手元に配付してございますが、念のため専門員をして朗読いたします。

〔小田橋専門員朗読〕

「輸出検査法案」に關する件
 この件について、本法律案が成立実施の運びとなる場合においては、別添のとおり措置せられるよう御配意願いたく当委員会の決定によつて申し入れ致します。

「輸出検査法案」に關する件
 この法律案に關して、次のように措置する必要がある。

第一、本法の施行に當つては、先ず以て検査機構の整備充實を図り、輸出貨物の生産並に検査に支障を來たさないように措置すること。

〔説明〕

輸出品の価値の維持及び向上を図り輸出入貿易の健全な発達に資することは必要なことであつて、之がため輸出検査制度を刷新整備すること亦必要である。

現行の輸出品取締法においては、自家検査を原則とし例外として強制検査を行うことになつていて、現在輸出品中、検査を必要とするものは約一八〇品目、その中自家検査を行っているもの約七〇％、強制検査を行っているもの約三〇％であり、農林水産物資については、検査指定品目三八品目、その中強制検査品目は八品目である。

然るに本法律案によるときは、強

制検査を原則とし、自家検査を例外としようとするのであつて、制度の仕組が根本的に改められることになつてゐる。

かくして現行制度を改正して、強制検査を原則とし、且つ事前検査等も行うことにしようとするのであるが、これ等の検査の前提として必要な國及び民間の検査機構の整備に關しては、

来年度予算において、新たに國の機關については旅費が若干増額され、民間の指定機関については、設備整備のための補助金一、〇〇〇万円が計上されてゐるに過ぎないのであつて、殆んど見るべきものがない。

かような事情において、強制検査が強行せられることになれば、一方においては、検査手数料の引き上げ或いは受検手續の繁雜化等その無理は大凡生産者に齎せられて原価高を來し、生産意欲の減退を招くことになり、又一方においては、検査の渋滞を來して輸出の円滑を阻害することにたりはしないかが憂へられる。

就中、農林水産関係物資は、大凡、物資の性質並びにこれが生産事情等から、かような打撃を蒙る危険が特に多いものと思はれる。ここにおいて、政府は、以上の事情を確認して、かような事態が起らないように、あら

かじめ検査機構の充実、受検手続の簡素化及び検査手数料の軽減等について遺憾のない措置を講ずる必要がある。

第二、本法の施行に当っては、各輪出貨物毎に、夫々その主管大臣の主体性を充分に尊重することとする。

(説明) 第一に述べたような事情の下において、法の施行の適正を期するためには以上の措置が必要である。

○委員長(松澤兼八君) この件に関しましては、通産大臣は午後委員会出席することになっておりますので、公式の通産当局としての所見は、そのときに開陳されると思います。

なお、この件に関しましては、農林政務次官も見えておりますし、通産政務次官も見えておりますので、質疑があれば質疑をして下さい。

○白井勇君 農林省を代表しまして政務次官が見えておりますので、私今度の輸出検査法というのは、相当農林省の関係もありませんから、二、三政務次官に伺つてみたいと思つたのであります。

が、農林省関係のものでカン詰と冷凍水産物というふうなものにつきましては、三十年に民間の登録機関というものを設定をされて、その後同じ仕事をなす農林省でやっておられる、つまりカン詰と冷凍水産物につきましては、国も検査をやりますし、それから国の登録を受けました検査機関も同じことをやっております。こういうことは私たちがよく考えますというのと、まことにこれはおかしな話であつて、もし厳正な検査というものが国の機関でなければ行われたいというもので

ありまするならば、これはむしろ三十年代にそういう強制検査的なものを登録機関としまして設けたということが間違つておる。また、国にかわりまする強力な検査機関としまして登録機関が適当なものであるということ指定されたものでありまするならば、むしろ国で従来やつておりましたものも、その機関に一元化すべき筋合いのものであつたと私は思うのであります。

この間通産省から、いろいろ従来の輸出品につきましてはクレイムの状況等も聞きました。その場合におきまして、最もそのクレイムの多いもの一つに、カン詰があつておるという話を聞いたのであります。これはやはりそういう仕事に二つの機関があるというふうなことも、これはやはり大きな原因をなしておるのではないかと私は思うのであります。

これはすみやかに私は一元化すべきものであるというふうに考へるのであります。これにつきましても農林当局の農林省としましてのお考えはどういうことになっておりますか。

○政府委員(八木一郎君) カン詰と冷凍水産物につきましては、検査機関の並立しておるという問題についてであります。検査の統一性をはかる意味から、御指摘のように一本化が望ましいのでございますが、従来民間登録検査機関に対する法的な監督規定もななく、不十分でございます。この点は検討をされておるのであります。なおお受検者の間に、民間登録検査機関の一本検査に対して、一部の不満もあつたのでございますが、今後法律改正によりまして、指定検査機関の充実改善が行われ、不満の点が解決されれば、関係者の意向を十分聞いて善処して参りたいと、こういうふうな所存でございます。

○白井勇君 今のようなお話は、三十年代に民間の機関を特定するかしらないかというときに、御判断をすべきことであつたと私は思うのであります。もし国の事情としまして、やはりこれは政府が権力を持ってやつた方がいいのだということになりますれば、これは民間の機関として特定する必要もない。そうじゃなしに、相当そういうものも過去において実績を持つており、今後そういう面におきまして十分検査機関としましてやつてゆけるという見通しで、これは登録させたいのだと私は思うのであります。それで、今後はどうお考えになりますか。

○政府委員(八木一郎君) 御指摘の通り、一本化が望ましい方向を出してあります。以上、どちらだということになりますと、私どもも考えたとして、従来やつて参りました民間登録検査機関等の登録機関制度の強化充実によりましていくことが、好ましいことである、こういう考えで善処したいと思つております。

○白井勇君 次に、もう一点伺つてみたいのであります。今度の輸出検査法におきましては、第十条で政府なり政府の指定機関が強制検査をしないで、輸出品の品質の維持なり向上のために支障がないというふうなふうな認められまする特定のものに限りましては、例外的に自家検査を認めていくというふうな一つの特例が開かれておるわけでありまするが、農林物資につきましては御承知の通り非常に何といましますか、原始産業的のものであり、生産指導をかねましたような一つの検査というふうなものが、全面的にこれが行われませんという、なかなか輸出貿易を進展させていきます上には、いろいろ支障が出てくるものじゃなからうかと思つておる。少くとも農林物資というふうなものにつきましては、検査の面におきましては、いろいろこれは支障がありましようけれども、やはり何とかこの特例を開かないで、強制検査という建前をとつていくのが筋じゃないかと思つておる。農林御当局にもそういうふうな御考えを持つていらつしやいますか。

○政府委員(八木一郎君) 御指摘の点は、できるだけ広く強制検査ができる方向に持つて参りたい、こういう所存でございます。

○白井勇君 それからもう一点農林省に伺いたいと思つた。この検査業務は申し上げるまでもなしに、何と申しますか、できるだけ販売業務とか何とかいうような差し迫つた、さしたるの目先のものに左右されないうような組織にしまして、そうしてその検査業務というものが公正に行われるような検査機関なり、あるいは監督機関とい

うものを確立しておかなければならぬと、こう思つておる。農林省の機構をすつと振り返つて見ますと、今私申し上げたような意味合いからだと思つておる。一時官房にありました担当のものが、現在におきましては、経済局の中に入り、一経済課の中にそういうふうな面が入つてしまつておる、こういうことになりますと、これはやはり先ほど私が懸念しましたように、目先の取引のみに追われちやつて、将来をおもんばかつて、いわゆるこの法案の趣旨にありまするような線に沿ひましての業務の運行ということが、非常にむずかしいのである。なからうかと、こう思つたのであります。むしろやはり機構としまして、もう少し検査の体制なり、あるいは監督機関というものを強化していくような方が適当じゃなからうかと思つたのであります。その点のお見通しはいかがでありますか。

○政府委員(八木一郎君) 農林水産物の検査の機構の上から、行政機構の上からも検査機構の強化の必要があるのじゃないだらうかという御意見を付してお尋ねでございますが、農林省といたしましては、法律の趣旨とこの精神に沿ひまして、輸出検査の事務は、ただいま経済局の経済課が担当しておりますが、この経済課は、農林水産物の輸出入の連絡調整にもつぱら當つておるのであります。その意味からすれば、輸出に關する事務の重要な一環であります。輸出検査の事務は、当然この課で扱われるのが適當である、こういう考えに立ちまして、各原局の十分な援助協力を求めながら、円滑に実

たいのであります。今度の輸出検査法におきましては、第十条で政府なり政府の指定機関が強制検査をしないで、輸出品の品質の維持なり向上のために支障がないというふうなふうな認められまする特定のものに限りましては、例外的に自家検査を認めていくというふうな一つの特例が開かれておるわけでありまするが、農林物資につきましては御承知の通り非常に何といましますか、原始産業的のものであり、生産指導をかねましたような一つの検査というふうなものが、全面的にこれが行われませんという、なかなか輸出貿易を進展させていきます上には、いろいろ支障が出てくるものじゃなからうかと思つておる。少くとも農林物資というふうなものにつきましては、検査の面におきましては、いろいろこれは支障がありましようけれども、やはり何とかこの特例を開かないで、強制検査という建前をとつていくのが筋じゃないかと思つておる。農林御当局にもそういうふうな御考えを持つていらつしやいますか。

○政府委員(八木一郎君) 御指摘の点は、できるだけ幅広く強制検査ができる方向に持つて参りたい、こういう所存でございます。

○白井勇君 それからもう一点農林省に伺いたいと思つた。この検査業務は申し上げるまでもなしに、何と申しますか、できるだけ販売業務とか何とかいうような差し迫つた、さしたるの目先のものに左右されないうような組織にしまして、そうしてその検査業務というものが公正に行われるような検査機関なり、あるいは監督機関とい

うものを確立しておかなければならぬと、こう思つておる。農林省の機構をすつと振り返つて見ますと、今私申し上げたような意味合いからだと思つておる。一時官房にありました担当のものが、現在におきましては、経済局の中に入り、一経済課の中にそういうふうな面が入つてしまつておる、こういうことになりますと、これはやはり先ほど私が懸念しましたように、目先の取引のみに追われちやつて、将来をおもんばかつて、いわゆるこの法案の趣旨にありまするような線に沿ひましての業務の運行ということが、非常にむずかしいのである。なからうかと、こう思つたのであります。むしろやはり機構としまして、もう少し検査の体制なり、あるいは監督機関というものを強化していくような方が適当じゃなからうかと思つたのであります。その点のお見通しはいかがでありますか。

○政府委員(八木一郎君) 農林水産物の検査の機構の上から、行政機構の上からも検査機構の強化の必要があるのじゃないだらうかという御意見を付してお尋ねでございますが、農林省といたしましては、法律の趣旨とこの精神に沿ひまして、輸出検査の事務は、ただいま経済局の経済課が担当しておりますが、この経済課は、農林水産物の輸出入の連絡調整にもつぱら當つておるのであります。その意味からすれば、輸出に關する事務の重要な一環であります。輸出検査の事務は、当然この課で扱われるのが適當である、こういう考えに立ちまして、各原局の十分な援助協力を求めながら、円滑に実

たいのであります。今度の輸出検査法におきましては、第十条で政府なり政府の指定機関が強制検査をしないで、輸出品の品質の維持なり向上のために支障がないというふうなふうな認められまする特定のものに限りましては、例外的に自家検査を認めていくというふうな一つの特例が開かれておるわけでありまするが、農林物資につきましては御承知の通り非常に何といましますか、原始産業的のものであり、生産指導をかねましたような一つの検査というふうなものが、全面的にこれが行われませんという、なかなか輸出貿易を進展させていきます上には、いろいろ支障が出てくるものじゃなからうかと思つておる。少くとも農林物資というふうなものにつきましては、検査の面におきましては、いろいろこれは支障がありましようけれども、やはり何とかこの特例を開かないで、強制検査という建前をとつていくのが筋じゃないかと思つておる。農林御当局にもそういうふうな御考えを持つていらつしやいますか。

○政府委員(八木一郎君) 農林水産物の検査の機構の上から、行政機構の上からも検査機構の強化の必要があるのじゃないだらうかという御意見を付してお尋ねでございますが、農林省といたしましては、法律の趣旨とこの精神に沿ひまして、輸出検査の事務は、ただいま経済局の経済課が担当しておりますが、この経済課は、農林水産物の輸出入の連絡調整にもつぱら當つておるのであります。その意味からすれば、輸出に關する事務の重要な一環であります。輸出検査の事務は、当然この課で扱われるのが適當である、こういう考えに立ちまして、各原局の十分な援助協力を求めながら、円滑に実

たいのであります。今度の輸出検査法におきましては、第十条で政府なり政府の指定機関が強制検査をしないで、輸出品の品質の維持なり向上のために支障がないというふうなふうな認められまする特定のものに限りましては、例外的に自家検査を認めていくというふうな一つの特例が開かれておるわけでありまするが、農林物資につきましては御承知の通り非常に何といましますか、原始産業的のものであり、生産指導をかねましたような一つの検査というふうなものが、全面的にこれが行われませんという、なかなか輸出貿易を進展させていきます上には、いろいろ支障が出てくるものじゃなからうかと思つておる。少くとも農林物資というふうなものにつきましては、検査の面におきましては、いろいろこれは支障がありましようけれども、やはり何とかこの特例を開かないで、強制検査という建前をとつていくのが筋じゃないかと思つておる。農林御当局にもそういうふうな御考えを持つていらつしやいますか。

○政府委員(八木一郎君) 農林水産物の検査の機構の上から、行政機構の上からも検査機構の強化の必要があるのじゃないだらうかという御意見を付してお尋ねでございますが、農林省といたしましては、法律の趣旨とこの精神に沿ひまして、輸出検査の事務は、ただいま経済局の経済課が担当しておりますが、この経済課は、農林水産物の輸出入の連絡調整にもつぱら當つておるのであります。その意味からすれば、輸出に關する事務の重要な一環であります。輸出検査の事務は、当然この課で扱われるのが適當である、こういう考えに立ちまして、各原局の十分な援助協力を求めながら、円滑に実

たいのであります。今度の輸出検査法におきましては、第十条で政府なり政府の指定機関が強制検査をしないで、輸出品の品質の維持なり向上のために支障がないというふうなふうな認められまする特定のものに限りましては、例外的に自家検査を認めていくというふうな一つの特例が開かれておるわけでありまするが、農林物資につきましては御承知の通り非常に何といましますか、原始産業的のものであり、生産指導をかねましたような一つの検査というふうなものが、全面的にこれが行われませんという、なかなか輸出貿易を進展させていきます上には、いろいろ支障が出てくるものじゃなからうかと思つておる。少くとも農林物資というふうなものにつきましては、検査の面におきましては、いろいろこれは支障がありましようけれども、やはり何とかこの特例を開かないで、強制検査という建前をとつていくのが筋じゃないかと思つておる。農林御当局にもそういうふうな御考えを持つていらつしやいますか。

たいのであります。今度の輸出検査法におきましては、第十条で政府なり政府の指定機関が強制検査をしないで、輸出品の品質の維持なり向上のために支障がないというふうなふうな認められまする特定のものに限りましては、例外的に自家検査を認めていくというふうな一つの特例が開かれておるわけでありまするが、農林物資につきましては御承知の通り非常に何といましますか、原始産業的のものであり、生産指導をかねましたような一つの検査というふうなものが、全面的にこれが行われませんという、なかなか輸出貿易を進展させていきます上には、いろいろ支障が出てくるものじゃなからうかと思つておる。少くとも農林物資というふうなものにつきましては、検査の面におきましては、いろいろこれは支障がありましようけれども、やはり何とかこの特例を開かないで、強制検査という建前をとつていくのが筋じゃないかと思つておる。農林御当局にもそういうふうな御考えを持つていらつしやいますか。

施いたすことに努めておるのであります。御意見の点は承りまして、さらに検討いたしますが、ただいまのところ、検査課という名前ではございませんが、重要な仕事を経済課において担当して参りたい、こういう所存でございます。

○白井勇君 農林当局に對しまする質問は、私としましてはこの程度にとどめたいと思つておる。

通産省を代表されまして政務次官が見えておられるから、ちよつと二三伺つてみたいと思つておる。事務当局のお話によりまして、この二十八条によりまして、いろいろ業務の停止命令を出したり、あるいは指定を取り消したりなにかできることになっておるが、そうされまうとすると、大体まあ一つの指定貨物につきまして一つの検査機関というのが建前でありましようが、そうなりまうとすると、その機関の業務の一部または全部が停止されるというような事態ができてくる。そういう場合に一体だれが検査をやるのかという話を承つておつたわけでありまうが、それは法文で政府機関なり、あるいは政府の指定機関が、指定貨物ごとにだれがどういふ検査をやるかという配分をきめて参ります、そのきめる省令等におきまして、そういう場合におきましては、一切政府がやるということにするから支障がないのだという説明でありまうが、それはその通り解して差しつかえないのかどうかというところが一点。

○政府委員(長谷川四郎君) 民間機関にもしうそういう事態が起るときには、当然の機関で行うということでございます。

○相馬助治君 農林次官にこの際お尋ねしますが、お手元にあるかと思つて、農林水産委員長から当委員会に参つておる、先ほど専門員が読み上げました内容については、農林当局としては妥当と、かようにお考えでございますか。

○政府委員(八木一郎君) その趣旨に沿ひまして、妥当と考へて善処して参る、かように考へておる。

○相馬助治君 それではお尋ねいたしますが、この当委員会に申し入れられた内容について、政府当局が妥当であるというふうにお考えであるというところが前提になりますと、この中に入れ書の中に盛り込まれているのは、かなり明確に行政措置がなされなければ、農林水産物についてはまづ扱いはされて、輸出のものにも影響を及ぼすかゆへに、慎重なる考慮を払われたいと、かようなことを申しておるわけですが、これはいささか皮肉な見方をすれば、政府提案のこの法律案に對して、農林当局としてはいささか危惧の念を抱いておる。それが明確な行政措置を必要とする見解となつて現われておると、かようにも見られると思つておる。従いましてこの政府提案の本法が出るまでは、閣議でも打ち合せられ、次官会議でも討論され、事務当局同士においても十分検討されたか、かように考へて私はおるのでなければ、その辺の事情がどうなつておるかを次の一点に限つて明瞭にしていただきたくと思つておる。それは何かと申しますと、この強制検査を原則とする本法に對して、農林省は非常に疑問を感じておる、危惧しておるやに見えます。かような制度が根本的に改めら

れる限りにおいては政府自身が経費の面についても十分見なくちやならぬ。そういう諸準備がはなはだ不備のままに本法が施行されるということについては、とりわけ水産農林関係物資については、危惧するところが多い、かような打撃をこうむる危険が特に多いものと思はれる。かようなも明確な表現をとつておりますが、これは本法が本院に提案される以前に政府内部において、具体的に言へば農林当局と通産当局においてどのような交渉がなされ、どのような作業がなされ、どのような了解がなされて本法が提案されたのか。その辺について、一つ経緯をお聞かせ願ひたいと思つておる。

○政府委員(八木一郎君) ごもつともなお尋ねでございます。この法律案の提案をいたすに至ります過程において、一方に農林水産物は御承知のように入手数料その他で零細性があつたので、生産者にあまり迷惑がからぬようにしなければならぬということから、従つて同の負担とのならみ合ひが起つて参りますし、本年度の事情とにらみ合ひして御注意をいたしておる。申し入れをいたしておる趣旨に沿ひ、かつ財政上の負担も考へ、生産者の迷惑にもならないようにしてここに提案に至つたわけでありまして、関係の大蔵、通産両省、農林省ともよく協議を整へて、一致した意見で持ち出して参つた。かような経緯になりますから、御了承いただきたいと思つておる。

○相馬助治君 私はもちろん承しておるし、了承したいと思つておる。農林水産委員長からかようなふうな形で正式に申し入れられますと、当委員会としても非常に責任が重大なために、その辺の念を押しおるのである。私が申しておりますことは、立法の過程においてどのような経過があるうとも、本院においてこの法律が成立いたしますと、立法者の意思を離れ、その経過の事情を離れて、当通産省は示された法律において、その精神において行政措置をどうとつていくと思つておる。その場合に、通産当局をあれこれ非難することは全く当らなと思つておる。それでかようなことを考へてみると、農林水産物資が現在問題になつておる輸出検査法案のワクの中においては、その行政措置がかなりデリケートなものがあるといふふうな前提に立つたならば、むしろ立法府の責任としては、それらのことを法改正を行つていくべきであり、かりに諸般の事情上、法改正が許されぬ場合は、付帯条件を付して本法を成立させなければならぬと考へておるわけですが、従つて政府当局としては、今農林当局が言明の通りの話し合ひができておつて、そうしてそれらの面については、御心配ないかと思つておる。そのまゝ率直に聞くのです。しかし、私が第一段にお尋ねしたように、農林当局自身もまた、農林水産委員長が松澤委員長に申し入れたような趣旨を持つておつて、多くの危惧を持つておるとするならば、一体本院はどう取り扱ふべきか。おなわち通産当局に對して農林当局からかような申し入れがあるから、農林水産物資をまづ子扱いにしないかというところを要望し、通産当局がまづ子扱いはいたしませんと

言明すれば、それで足りるのか、それともそういう質疑のやりとりだけでなくて、法改正について根本的に問題があるというふうにお考えになるのか。これらの点を私は明瞭にしたいと思つて全く善意に發して以上の質問をしていくわけでございます。これらについて、この際一つ農林当局並びに通産当局から御見解を承れば、私はそれで私の質問は終るわけでございます。

○政府委員(長谷川四郎君) この法案そのものは通産省だけの機関でなく、農林省と通産省と両方の共通した措置をとることになつておるのであります。農林委員会の方の委員長からの要望に對しましては、要するに予算というものが少な過ぎやしないかということが、はつきり現れておるわけなんです。私もおもひます。しかしながら、一応今年出発するのであつて、三十三年度には御迷惑のからぬ程度、御心配のからぬ程度には必ず持つていきたいと、かようなふうにお考えおるわけでございます。でございますから、本年度の補助金のたとへば一千万円というものが計上されているが、非常に少な過ぎるということなんであります。その点は十分考慮いたしまして、来年三十三年度には、相当これにある通り、見るべきものがあるように善処していきたくと、かようなふうにお考えおります。

○政府委員(八木一郎君) ただいま通産省当局のお述べになりましたように、三十三年度に期待するところも相当あるのであります。諸般の事情から現状におきましても、生産者に密着した農林水産関係業者に迷惑をかける限

りにおいて最善の道が尽せる、こういうことで誠意をもってこの施行に當りたい、こういう考えであります。

○近藤信一君 先ほど同僚相馬委員からの質問に対して、農林政務次官は、農林水産委員長からの要望書というものを、これを妥当と考えておると答弁をされましたのでございますが、ただいまいただきました資料によりますと、過去一カ年間のクレイムが約六〇％近いものがある。その中で、一番多い数字を占めておりますのが農水産物、こういうことになっております。特に、品質不良の点では、相当な件数があがっております、こういう点からいいますと、この従来の輸出品が自家表示による輸出であった、そういう結果から、このようなクレイムが過去一カ年間にたくさん出ておる。こういう点から考えると、今度輸出検査法が制定されることは、これらのクレイムをなくする上からいっても、適当な措置だと私も考えるわけでありまして、この点、農林政務次官はどのようにお考えでございますか。

○政府委員(八木一郎君) 全くお説の通りでございます、この法の精神を生かして、最善の行政をやつていきたい、こういう考えであります。

○近藤信一君 そうすると、先ほどの農林水産委員長からの申し入れの趣旨、これと若干食い違いがあるように考えるわけなんです、その点いかがでしょうか。

○政府委員(八木一郎君) 実績に徴して、確かに遺憾のございます点は、率直に認めるのであります。その限りにおいては、農林委員長の方からのお申し出について、妥当のものと考えること

いうふうに申し上げたので、あるいは若干食い違いがあるじやないかという御指摘でございますが、一方、予算の事情と生産者の負担の事情等を勘案して、技術的な検査の実態を調べますと、今申し上げたような、また御指摘のような考えに立って、立法された趣旨に沿うことが、最も適切なわれわれの措置である、こう考えておるわけでございます、御了承願います。

○近藤信一君 この申し入れの中にございまして、強制的検査が行われると、検査手数料の引き上げ、または手続上の繁雑化、これらが大よそ生産者にしわ寄せされて原価高を来たすおそれがある、こういうふうな述べられておるのですが、検査法によって厳重な検査がされて、そうして輸出がされる場合には、クレイムの数量といたものはうんと減つてくるのではなからうかというふうな考えるのですが、そうすれば、このクレイムがなくなるということは、日本の輸出品に対しての責任を持つことにもなるし、良質な製品というものが輸出されることにもなるし、クレイムがなければ、それだけ生産者としても利益の方に回つてくる、このように考えられるわけなんです、そうすると、検査手数料がどのようにおるか知りませんが、その検査手数料等によつて、コスト高になるといふようなことは考えられないと思つてますが、この点いかがですか。

○政府委員(八木一郎君) ごもつともなお尋ねてございまして、商品価値を落してしまひ、クレイムも生じてしまつては、元も子もないわけでありまして、わづかな手数料の引き上げや受検手続の繁雑なことは忍んで、商品

性の向上を期して参りたいと、こういう、何と申しますか、自覚と認識によつてこの検査制度の充実強化は期して参らなければならぬと思つて。しかし、まあ直ちにそのしわ寄せが生産者の方に来るように認識されることも考えなければならぬので、鶏が先か卵が先かといったような感じが、やはり多数の生産者、農林水産物関係生産者の中にも起きて参りますので、現状としてこの程度で、一つ御了解を賜りたいと考えております。

○相馬助治君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。午前十一時二十六分速記中止。午前十一時五十二分速記開始。○委員長(松澤兼人君) 速記始めて下さい。

ただいま問題となつております輸出検査法の件につきましては、なお検討を要することもあり、農林水産委員長からの申し入れにつきまして、さらに協議をいたしまして決定することとし、午後の会議は一時半に再開することとして暫時休憩いたします。午前十一時五十四分休憩。午後二時二十五分開会。

○委員長(松澤兼人君) 午前に引き続き、会議を開きます。○豊田雅孝君 輸出保険法の一部改正法律案が提案せられておりますにつきて、これに関連して大臣にお尋ねをしたいと思つてあります。輸出保険制度は、御承知のように普通の輸出保険、それからまた輸出手形保険とい

うのが別にあるわけですが、そのほかに海外に広告してその実収が上つてこない場合には、そのリスクをカバーする海外広告保険というふうなものも出てあります。それから今問題になっておられます、海外投資をやつて、そうしてその収益が上らぬという場合には、海外投資保険制度というのがあるわけなんです、今回はさらに海外投資の元本だけでなく、配当金まで送金ができぬというような場合には、これについて保険をやるかということになつておるわけでありまして、実際にいふところには手届くように、この保険制度が輸出関係については行われておるわけなんです、その恩恵に浴するのには、御承知のように輸出商社であります。ところが、この輸出商社には、かつての例を引き合いに出しますと、岩田商社なんていうのは不渡手形を……、自分が海外へ輸出するその商品を国内の中小企業者から納入させる、そうして手形を振り出す、その手形がたちまち不渡りになるといふようなことになつてくると、これについては何らの保険制度もないわけなんです。要するに中小企業者お互いの間では、やっぱり不渡手形を出しておられますが、十萬や十五萬の不渡りならば、中小企業者はお互いに何とかできるのですが、岩田商社のような輸出商社に対して、物を納入し、その手形となつて、二百萬、三百萬の手形になるわけですが、それが前日までに有料手形で割引せられたというのが、一夜にして不渡りになるといふことになりまして、二百萬、三百萬の手形一枚の不渡りまで、この中小企業者は、日ごろどんなにまじめに経営し、どんなは遺漏のな

いいき方をしておつても、たちまちそこで倒産せぬならぬというふうなことになる、中小企業者には大商社から振り出しておる手形のごときものが不渡りになつたという場合には、日ごろから中小企業者も保険料を出す、國の方もこれについてある程度の負担をするといふ一つの保険制度があれば、いよいよこの不渡手形が出てきたとき、しかもそれが大口で、何とも中小企業者としては処置ないという場合に、その八割の保険金がもたらえるといふことになると、中小企業者は自分の罪でなくて倒産せぬならぬときのその危険というものを脱し得ることになるわけです。この問題を私ここで大臣に申し上げるのは、その岩田商社というものが海外に輸出した場合については、その危険についてあらゆる危険をカバーできるように、微から細に入つてこの保険制度が、だんだんに改善せられてきているわけですね。今申し上げるように、商品を輸出した場合のその危険についてはもちろんのこと、また輸出手形については危険が出てきたときにはその保険、海外に広告した場合には、それに相応の利益がないときには、その尻始末をするような保険もできておる。海外へ投資をやつて、たとえは呉羽紡績がメキシコで仕事をやるというときには、海外投資の危険に対して保険制度がある、今度はまたその元本だけでなく、その配当金が何かの都合で国内に送金にならないというときには、その配当金に対する危険まで、日ごろから保険料さえ払つておれば、いざとなつたときに七五割の保険金がもたらえる、そこでい

いいき方をしておつても、たちまちそこで倒産せぬならぬというふうなことになる、中小企業者には大商社から振り出しておる手形のごときものが不渡りになつたという場合には、日ごろから中小企業者も保険料を出す、國の方もこれについてある程度の負担をするといふ一つの保険制度があれば、いよいよこの不渡手形が出てきたとき、しかもそれが大口で、何とも中小企業者としては処置ないという場合に、その八割の保険金がもたらえるといふことになると、中小企業者は自分の罪でなくて倒産せぬならぬときのその危険というものを脱し得ることになるわけです。この問題を私ここで大臣に申し上げるのは、その岩田商社というものが海外に輸出した場合については、その危険についてあらゆる危険をカバーできるように、微から細に入つてこの保険制度が、だんだんに改善せられてきているわけですね。今申し上げるように、商品を輸出した場合のその危険についてはもちろんのこと、また輸出手形については危険が出てきたときにはその保険、海外に広告した場合には、それに相応の利益がないときには、その尻始末をするような保険もできておる。海外へ投資をやつて、たとえは呉羽紡績がメキシコで仕事をやるというときには、海外投資の危険に対して保険制度がある、今度はまたその元本だけでなく、その配当金が何かの都合で国内に送金にならないというときには、その配当金に対する危険まで、日ごろから保険料さえ払つておれば、いざとなつたときに七五割の保険金がもたらえる、そこでい

けるということになっております。それから次の段階になって、この国内の中小企業者対輸出額の関係になりまして、輸出額がどんなことをやっても、中小企業というものはその責任を転嫁されて、そうしてそこで倒産のうき目を見る。これはちょうど農業関係につきまして、御承知の風水害があるというところ、風水害に対して共済保険制度がある、この共済保険で風水害の危険に対してのカバーができるというようなことになっておるのですが、中小企業者からしてみますと、大商社に納入しても、それらの手形が一夜で不渡りになったりするのは、まことに風水害にあつたようなものです。そういう場合についての保険制度というものが全然ないのです。そういう点で、農家についてはそういう天然の危険に対しては共済保険がある。海外へ輸出する場合については、こまかいどんな危険でも大体カバーできるような保険制度がある。ところが、そういう相手方になっておる国内の中小企業者は、全然自分の罪なくして滅びる場合の危険も、全然カバーする道がないというのはいかにいふ。大に對してはかゆいところに手の届くように国の施策というものができておるし、また、そういうふうにしよというふうになつてきておるのであります。小のもの、これに対しては全然手が届いておらぬ。あんまりアンバランスではないか。これに対しては通産大臣、いかにお考えでありませうか。ことに、政調会長として大いに自民党内で御研究になり、重きをなしてこれ、また、将来も必ずそういうふうにならると思つておられるので、今すぐということ

とはなくともいいのかもしれないが、将来必ずバランスのとれるように、大と小の間について、保険制度などについてもお考えにならなければいかにないか。そういう点から、一つ大臣の率直なる御意見を伺つておきたいと思つておられます。

○國務大臣(水田三喜男君) 今おっしゃられたふうな問題は、ひとり輸出に關係している問題だけではございませんで、ちょうど数年前二、三年前に続出した事件がございまして、親会社が突然手を上げて更生会社になるということによつて、前日まで品物を納入しておつた中小企業が全部代金が取れない。しかも、会社全体の財産は一番の主要取引銀行に全財産を押えられて、ほかのものは取る余地がないというふうなことで、そのために中小企業者自身が出している手形を払えなくなる。それが連鎖作用を起して、一般の不渡手形の大きい問題を起したことがございまして、そういうふうな点から考へて、ひとりこの輸出に關連する問題だけではなくて、そういう場合に、人のために自分が手形の不渡りを出さなければならなくなる。それによつて倒産するといふふうな中小企業を救う方法はないかといふこと、この中小企業者の債務者に先取り特権を認めるいろいろな立法を考へられたいかといふようなことで、いろいろこの問題は二、三年前から問題になっておるが、まだそういう方向で解決するといふことにも、現在まきまきおいておる。で、これを保険制度で助ける方法はないかと申しますと、火災保険とか、農業共済保険とかいふようなものはいつて災害があるかも知れない、実

際に災害があるかもしれないという可能性が非常に多いのですから、平素掛金を取つて、一朝事が起つた場合に、損失を負担するといふ保険が成り立つと思つておられるが、ただいまのようなケースから見ますと、ふだん自分の取引している取引先の信用というものはあらかじめわかつておる。よくよ

くの場合に起ることでございまして、危ないと思つたら、もうふだん手形の取引なんかはやらなはずで、そのうち中小企業全般にあるのではなく、どこも危ないと思つておられる。取引先の人には、たまたまよくある問題です。そういふ事故發生の可能性といふものが割合に少いといふ問題を中心として、一般からい

だん掛金を取つていくといふ問題になる。と、技術的に非常にむずかしい問題があるのではないかと考へておられる。で、まあ私どもの感じとしては、保険制度によつて、そういうものの中

小企業の事故を救うといふことをや

たらいいか、そうじゃなくてやはり民法的、法的に法律の問題で、そういう人の倒産や何かの飛ばちりを受けていった場合に、これを救済する制度を、保険制度以外のこと考へる方が實際的ではないかといふふうな考へて、そういう方向の研究をわれわれはしたいと思つて、いろいろ先でも、政調会でも今やっているはずであります。今考へてお

ることは、そういう方向で助ける制度の方がやはり實際的ではないかといふふうな私自身は考へておられます。

○豊田雅孝君 保険制度以外で考へられると、これはけっこうなものでありま

す。たといはばお話しした先取り特権の問題なども、これはある程度効果があると思つておられるが、なかなか先取り特権といつても、他の大企業相互間においても、あるいは銀行の相互間においても、いろいろの関係から先取り特権がものをいわぬといふ場合も出てくる

でありませうし、さらにまた、一面、危ない取引先であるかどうかをかりそうなものだといふわけなのであります。目平産業などのお話しかと思つても、目平産業なども何じやかんじや言つておつても、いよいよといふ前日まで手形の割引はきいておつたやうですね。ことに岩田商事などになると、全然前の晩までは何のこともないといふやうなことで手形の振り出しを受けておつたのが、たちまちにして不渡手形になる。そういう点で日ごろから見当をつけるというところは、非常に困難なんです。それで、今は御承知のように、いわゆる神武以来の景気な

んといふものですか、この不渡手形になるならんといふことも、それはどの問題ではないけれども、これがちよつとデフレ傾向になるとか、あるいは輸出も頭打ちになるとか、いふやうなことで情勢が變つて参りますと、いつ

かもしれない。そういう場合に保険制度以外にこれは方法があるといふので、なかなか困難ではないか。そういう場合に、御承知の信用保険制度につきましては、銀行が貸し出して、そしてうまくいかなかつた場合には信用保険制度によつてカバーする

道ができておるのであります。銀行対中小企業の場合に問題が起きましたか、あるいは信用保険制度の一つの改正によつて特殊の保険制といふものが創設できると、これは非常に中小企業者も安んじて事ができるということになりますので、この際特に御考慮を願つておきたいと思つておられる。中小企業相互間の手形は、先ほど申しますように金額も少いことでありませうし、これは一々保険制度にかけるというところは大へんだらうと思つておられる。現在株式市場に上場せられておるやうな会社であつて、しかもそれが何人も予想もできないやうなふうの不渡手形が出てくる、それがために中小企業者が倒産のうき目を見なければならんといふやうな場合に、日ごろからこわすかの保険料を納めておるといふことでカバーのできる制度が立てられると、非常に助かるということ、業界自身が

言つておられます。ことに繊維関係で、中小企業者とその繊維製品を商社に納める、その場合にその相手の商社から大口の不渡手形が出てくる、しかもこれが海外に輸出せられると、今度の輸出保険制度の改正等を何回も今までやつてきたのであります。この輸出保険でほとんど輸出商社は何とか救われる。ところが、それを納入しておる方の中小企業者は、万一のこと、大きき出でてきて、そこに救われる道がない。これに対する保険制度を、信用保険制度の一部改正などで、今後お考えを願うと非常に幸いと思つておられます。でこれについてはかねてこの商工委員会の前身でありました通産委員会当時、相当の問題は研究もしたのであります。その際に証券取引所、

大企業の場合に問題が起きましたか、あるいは信用保険制度の一つの改正によつて特殊の保険制といふものが創設できると、これは非常に中小企業者も安んじて事ができるということになりますので、この際特に御考慮を願つておきたいと思つておられる。中小企業相互間の手形は、先ほど申しますように金額も少いことでありませうし、これは一々保険制度にかけるというところは大へんだらうと思つておられる。現在株式市場に上場せられておるやうな会社であつて、しかもそれが何人も予想もできないやうなふうの不渡手形が出てくる、それがために中小企業者が倒産のうき目を見なければならんといふやうな場合に、日ごろからこわすかの保険料を納めておるといふことでカバーのできる制度が立てられると、非常に助かるということ、業界自身が

手形交換所からも来てもらったり、あるいは市中銀行代表者にも来てもらったりして、相当研究したんであります。が、当時市中銀行の代表者などは、むしろこの制度が始まることによつて金融の円滑化にもなりやしないだろうか、要するに手形の割引が安んじてできるといふ点から、金融円滑化にもなりやしないか、それから手形交換所の意見も、上場株式会社程度の手形振出しについての保険制度ならば、これはまた考え得るのではなからうか、というふうなことでありましたので、自來機会あることに、中小企業庁などにも意見は提示しておりますけれども、なかなかいろいろ次から次へとほかの問題が出てくるものでありますから、この問題が非常に取り残されてきておるのであります。そこで、一つ今後大臣の方からも事務当局にこの制度の研究を一つ下命をしていただくようお願いをしたいと思つております。

○國務大臣(水田三喜男君) 二、三年前からさつき申しましたように、そういう問題が起つたときに、党の機関あたりでは相当研究したんですが、むづかしいんで結局途中でやむやみになってしまったというふうな形になっておりますが、確かに研究問題としては、これは重要な問題だと思つて、今後中小企業庁で十分これを研究することにいたします。

○大竹平八郎君 これは検査法と保険法に両またかかったようなことなんであります。たとえば日本の検査が完全に通つていきましても、その当該出先の国がこれを検査の結果阻止する場合がありますが、これはまたあり得ると思つておりますが、そういうことにつきまして、何かその補償と申しますか、そういうことはどうなつておるんですか。これはあえて大臣でなくとも、局長からでもけっこうです。

○政府委員(松尾泰一君) ちよつと今の御質問の趣旨が少しはつきりしなかつたのであります。……

○大竹平八郎君 これは検査法と保険法に關連をすることですが、日本の検査を済んで、そして仕向地に出す。ところが仕向地の検査が、必ずしもこれは国際的な統一の機関があるわけではないから、仕向地でこれを拒否した場合がある。そういう場合について、これを通産省としてはどういう場合に扱われるか。ただ業者が泣き殺入りで終るものか、あるいはこれについて何か保険ならば、たとえば特殊などういふことをケースとしてどの保険の機関にこれをかけてしかるべきか。これは相当私はある程度だと思つておりますが、また、従来から相当どういふケースがあつておるはずですが、このことについて伺いたい。

○政府委員(松尾泰一君) お尋ねの点は、輸出検査機関に検査を受けて出したものが向うに着きましてから、いろいろのクレイムの、いわゆる対象になつたその場合における措置についてかと思つて、いろいろ普通の売買契約によりまして、いろいろの品質その他につきまして、規格にしまして、その他いろいろの条件を付して参るわけでありまして。しかしながら、今度の新しい検査法案によつてやります輸出検査は、いわば日本の輸出品として海外に出しても恥かしくないという意味においての最低限の品質検査を建前に

しておるわけでありまして、いわゆる従来クレイムの大部分が品質の不良ということによつて起つておることは、先般も御説明申し上げた通りであります。従いまして今度の検査制度の改善強化によりまして、品質の不良とすることは防止ができることによりまして、クレイムの発生する件数も激減することを、われわれも期待いたしておるわけでありまして、先ほど申しましたように売買上の条件である、いわゆる品質といふものと検査機関のやるいゝわゆる最低基準である品質といふものが必ずしも一致しない場合も多々あるかと思つております。従いましてそういう場合におきましては、検査機関の輸出検査に合格していったから、クレイムが全然起らないんだといふことも言えないかと思つております。そういう場合は、個々のメーカーなり輸出業者が、契約条件によりましてその基準に合うように注意を願うなり、あるいは不幸にしてクレイムが起りますれば、それぞれクレイム解決の方法も国際慣行でできておりますので、そういうふうな制度なり、機関を通じて解決を願うほかにはないんじゃないか。ただ、御指摘のようなクレイムの発生に備えて、クレイム保険とでもいふような制度を設けてはいかかという意見もかなりありまして、われわれも研究をいたしたのであります。が、かなり技術的にいろいろむづかしい面があるわけでありまして。たとえば包括保険と申しますか、強制保険にして貿易業者に全部入つていただくということになりまして、保険料も非常に安くしてけるわけでありまして、実際問題としてそういうことはできない

ということになりますと、保険制度として成立させるためには、割合に高い保険料を取らなければいけません。また技術的に、かりに検査制度が確立されましても、航行途中に変質をするようなものも出て参りますし、なかなかきちつとした保険制度に乗り得ないという、技術的な問題もいろいろあるかと思つております。そこで今さしあたりのところとしては、なかなかそういうクレイムの発生につきまして保険制度でカバーするということは、かなり困難ではないかと思つておるのでございますが、われわれ平素何かそういうふうな道もな

い、今後一つ研究を続けていきたいと思います。こういうふうなことを研究しております。○大竹平八郎君 今お話の通り、この点がまことに私はむづかしいと思つております。クレイムなりやいなやという見解です、非常にむづかしい、そしてまた、アメリカとかイギリスとか非常に大きな国ですと、相互のあれも多いです。その点は少いと思つておりますが、小さい国あたりに対する輸出の問題なんかは、決して向うは故意にやるわけじゃありませんが、特にこういう点が非常に多いと思つております。それで今局長の言われたクレイム保険というふうなこと、私は個人なりにそういう点を考へておるのですが、幸いそういう話が出たのでありますから、ぜひこれは一つ大臣もおられるのでありますから、ぜひ一つこれは一応研究課題としてクレイム保険、せつかく七つもまことに至れり尽せりの保険ができておるのですから、この点もぜひ一つお考え願いたいと思つております。

○國務大臣(水田三喜男君) 承知しました。○大竹平八郎君 それからさらに、いま一つ伺いたいことは、政府が盛んに輸出の振興ということを唱えられておる、業者もそれに乗つて大いに活動しておるのであります。しかし、アメリカとか、それからイギリスとか、そういうところに対しては、向うの事情もわかつておりますし、非常に出かける人たちは安心をして商売もやれるというふうなことであります。しかしわれわれの考えからすれば、そういう大きな開拓をせられたところよりも、むしろ中近東とか、あるいは東南アジアの諸国とか、そういうものにてできるだけ一つ輸出の振興をしていかなければならない。ところが、最近の國際情勢の上から申しますと、いふと、こういう国ほど非常に問題が多くなるわけで、要するに率直に申しますならば、危険も非常に多い。従つて出かける人たちも、割合に逡巡をしておるふうな連中が多いわけでありまして、私はこういうところこそ、この輸出関係に対する保険を百パーセント利用させるといふことが、私どもは法のねらいじゃないかと、こう考へるのであります。ところが、たとえば中近東の問題なんか相当危険視されるというふうな状況になります。というところ、ばかつかつと保険をとめるといふふうなことが、往々にして今日まであつた。それからそういう危険の地域こそ、むしろ保険の支払いといふものを、これは一〇〇%すべきである。しかし一〇〇%にできないならば、九〇%でも、九五%でも、でき得る限りその保険を完遂するといふことが、政府

と

と

と

の考えておられるところの輸出貿易の振興に私どもはなるのじやないか、こう考えておるのであります。ところが、現在におきましては、そういう危険な地域でも、七五％に押えられておるといふふうなことは、何か政府の方はせつかく輸出をやれと、そう行つてまあ開拓の道を見つけて、大いに行つて業者が活動をしても、そういうような危険をおかしてやつて、一〇〇％保険が取れないというふうなことになるまいかと、どうしても政府の意思通りにならないのであります。この点について大臣がおいでになるのでございすから、一つ御意見を伺いたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 今の、保険制度の独立採算制をはずしても、この運営をやつた方がいかどうかという問題だと思ひますが、一つ局長に答弁してもらいます。

○政府委員(松尾泰一君) 保険法の建前に関しますので、私からお話しいたします。お説ももつともであるのであります。結局先生の言われる通りにやるということになりますと、今の輸出保険特別会計のいわゆる独立採算制をはずして、ある程度大胆に運用したらいいのじやないかと思ふのであります。論になるのではないかと思ふのであります。御存じのように、現在輸出保険法の第一条の四に、一言で申しますと、独立採算制で運用すべきことと定められておるわけでありませう。そこで今の法の建前からいいますと、やはり保険料収入をもつて保険金の支払に充てるほか方法がないわけでありませう。その独立採算制をはずして、すなわち赤字を出してでもよくはないかということでありませう、そうなりませうと、

もうこれは保険という觀念よりも、補償というふうな觀念に飛躍してゆくわけでありませう。そこでわれわれといたしましては、今の法の建前から言つて、独立採算制を保持しながら、しかしながらこれら利用者が保険制度の趣旨を十分理解され、加入者がふえて参りますと、保険料の引き下げもできるわけでございます。そういうので、われわれは独立採算制を維持しつつ、できるだけ多くの方に利用を願つて、保険料の引き下げ、負担の軽減をはかつてゆくという方向で運用して参りたい、言いかえてみますれば、独立採算制はやはりあくまでも貫かざるを得ないのではないかと、この前にどうもやむを得ないのじやないかというふうな考へておる次第でございます。

○大竹平八郎君 お話はおもつともなんで、この保険の独立採算制という建前をあくまで固執せられると、むろんそういう議論になります。とにかかく日本の輸出先というものが、今までもそうでありませう、これからもそうでありませうが、どうしても紛擾の起る新天地となるわけでありませう。そういう点で独立採算のそらばんだけをはいいていったのでは、決して私は輸出振興にあなた方が音頭をとられるような方向に、中小貿易業者といわれるのは進んでゆかない。ことに、中近東とか東南アとかいふのは、中小貿易業者が進出する度合いといふものが非常に多いのであります。そういう点で、ただ安全のところだけゆくというふうな、形式的な独立採算の建前だけでゆかれるといふと、あまり何か政治性も妙味も、そ

れから保険の妙味も何かないような気がするのでございませう、この点いかがでございますか。

○政府委員(松尾泰一君) お言葉をお返すようにございませうが、今御指摘の若干危険なような地域も国によつてあるわけでございませうが、現在の保険制度の運用といたしましては、危険の地域に對しましては割増しの保険料を實は取る建前になっておるのでございませうが、實際はほとんど取らずに、この地域にも一律な保険料を適用しておるのが実情なのであります。その意味におきましては、そういう危険地域に對してもかなり配慮をしておる。アメリカに對すると同様、今おっしゃいました中近東地域に對しても、同じ保険料になっておるといふことは、言いかえてみますと、こういう地域にかなり配慮をしておるといふふうな御了解願つていいのではないかと、いふふうな御懸念が起ります。先般スエズの紛争が起りましたときに、若干保険の受付を停止をいたしました。これが、たまたま保険制度の建前からいいますと、あ

ああいう事故が発生しますと、たんなる保険契約がふえる。従いましてそれを冷やす意味において約一カ月ばかりとめたのでございませうが、それはできるだけ早く再開をしたことは、先生も御存じの通りであります。われわれといたしましては、今お示しにありましたような意味で運用はしておるつもりでございます。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。

午後三時速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(松澤兼人君) では速記を始めます。

○大竹平八郎君 今スエズの問題の停止の問題が出ましたが、スエズ以外に昨年中においてどういふところがありましたか、地域としては。

○政府委員(松尾泰一君) 先ほど申しましたスエズ紛争のときに、エジプトを初めとする中近東数カ国にやりましたのは、昨年中は南米のペルーにおきまして政府が関税引き上げの声明をしたというふうな事情がありまして、それに関連していろいろトラブルが起ることが予想されたので、ごくわずかな間ではございませうが、保険の受付を停止したことが一件ございませう。

○大竹平八郎君 中共に對してはどういうふうなことをやつておられますか。

○政府委員(松尾泰一君) 中共に對しては、他の地域と同様に保険制度を運用しております。

○大竹平八郎君 昨年中に問題はなかつたですか。

○政府委員(松尾泰一君) 事故はなかつたようでありませう。

○豊田雅孝君 海外広告保険というのは、これはなかなかむずかしい保険だと思ふのですが、現に海外広告保険で保険金を給付した事例がありますか。

○政府委員(松尾泰一君) 海外広告保険につきましては、二十七年にこの制度を始めまして以来、昨年十二月末

までに保険金の支払いをいたしました件数は、三十二件になっておる。で、昨年四月から十二月までの期間におきましては、支払い件数が十件になっております。保険金といたしましては、その二十七年度制度創設以来、二千七百十四万円の保険金の支払いでありませう。昨年の四月から十二月までの支払いは六百七十一万二千円になっております。

○豊田雅孝君 その保険事故は、どういふ事例のものが多いいのですか。

○政府委員(松尾泰一君) 事例はいろいろございませうが、たとえば味の素が沖繩へ広告を、宣伝をしたというのがかなり大きなケースになっておる。が、これは広告保険をつけておる場合に、かくかくの規模をもつて広告をやる、その結果この程度の輸出が見込まれるという輸出の見込みを立てるわけでありませう。その輸出見込みが達成できなかったという場合に保険金を支払うというふうなことになるのであります。今申しますように輸出見込みが非常に甘いということになりますと、もう保険金の支払いがいかなる場合でも発生するといふふうなことになるのであります。輸出見込み等につきましては、非常に慎重を期してやつておるのでございませう。もしなごさいましたら、その具体的な保険のつけ方を御説明申し上げます。けれどもいいのですか……

○豊田雅孝君 そのままで説明してもらわなくてもいいのですが、沖繩などは全然輸出がなかつたのですか。

○政府委員(松尾泰一君) もちろん、若干の味の素の輸出は沖繩にあつたのですが、それをかくかくの広告宣

伝をやることによつて、現在行つてい
る輸出をこの程度まで増加しようとい
う計画を作つてそして保険につける、
こういう仕組になつております。ほか
の地域に対する商品につきましても、
いづれもそういうふうになつておりま
す。

○豊田雅孝君 そうすると、あまりこ
の輸出見込みのないようなところに過
大な輸出見込みをして、そして広告宣
伝をやる、そしてそれに伴う実益がな
いという場合に、保険事故ありとして
保険金が交付されるのですか、そうい
う場合でも。

○政府委員(松尾泰一 郎君) これまで
は、たとえば化粧品とか、機械、雑貨
等が主としてこの広告保険にかかつて
おるのでございますが、もちろんその
全然出てないような地域にやる場合も
ありますし、また、もつと広告宣伝を
すれば、現在の輸出が伸びるであらう
かと思われような地域に対してやる
場合もあるし、まあいろいろあるわけ
であります。問題は輸出の見通しを
非常に甘くするということになりま
す、この特別会計の負担する保険金支
払いが非常にふえるわけです。そうし
て率直に申しますと、非常に運用がし
にくいわけでありまして、そこで、過去
の経験率から見まして、ときどき輸出
の見込み等につきましても、基準を変
えて運用をしていくというのが実情な
んです。遺憾ながら今日まではこの保
険はどつちかと申しますと、赤字に突
はなつておるわけです。こういうよう
なわけですね。

○豊田雅孝君 そうすると、その計画
が甘いかわかないか、あるいは甘い
見た場合に、査定する基準なんという

のは、どんなふうになつておるのだ
か。

○政府委員(松尾泰一 郎君) この現在
のところ、商品によつて若干違つた
ところがございますが、いわゆるこの標準回収
率を百分の二から百分の五と一応きめ
ておるわけです。その回収率と申しま
すのは、輸出増加額をもちまして、広
告費を割つた率を回収率といつてお
るわけです。従いまして百万円の輸出
の増加を見込む場合には、広告費とし
ては二万円まで保険につけられるとい
うふうな仕組んでございまして、それ
は今申しました回収率の最低でありま
す。それと今申しましたように、回収
率百分の五に該当する商品につきま
しては五万円、広告費を使つており、百
万円の輸出増を見込む。従つて広告費
としては五万円までは政府はみる、こ
ういう仕組みのものであります。今申
しましたように、標準回収率を百分の
五と百分の二の間に、商品によつて程
度をきめてやつておる。こういうわけ
であります。

○豊田雅孝君 お話を聞いておりま
す、保険でやるよりも、補助金を交
付した方がよさそうに思われるので
が、そういうふうな思いはせんか。

○政府委員(松尾泰一 郎君) 実は昭和
二十七年に海外広告保険法を設立され
ましたときには、各種の輸出振興策を
とらなければならぬというふうな、輸
出が非常に不振な時代でございました
ので、この保険を、最初できたときの
気持は、率直に申しますと、保険制度
というよりは補助的な色彩もかなり
濃厚であつたわけでありまして、そこ
が、運用して参りますと、先ほども申

しましたように、赤字が毎年累増して
おるような格好になつておりました、若
今の保険制度全体から見ますと、若
干の赤字でございまして、結局、ほか
の保険の赤字でもつてこの海外保険の
赤字を埋めておるといふような状態に
なつておるわけです。そこで、どうも
この保険制度自身について再検討をし
なければならぬというふうなわれわれ
も考えまして、先ほども申しました標
準回収率につきましても、漸次改善を加
えて参つたわけでありまして、今先生が
御指摘になりましたように、こういう
ものは保険制度としては非常にむずか
しいのじゃないかというふうな意見
も、若干あるのでもございますが、ま
今の標準回収率等を操作することに
よつて、いまだ少し赤字の出ないよう
に、もう一年ぐらゐ運用をしてみても
の結果を見て、これを保険制度からや
めるか、あるいは存続していくかを研
究してみたい。率直に申しますと、そ
ういふふうな考へておるのでありま
す。運用がかなりむずかしい保険に
なつておるわけです。

○豊田雅孝君 保険制度の理論の純粋
性というか、そういう立場から、この
漸次改正されて保険制度をだんだん
ふやしていかれることもいいですけれ
ども、やはり過去を振り返つて、保険
制度としてはどうかと思われれるもの
は、今後これを廃止するとか、よほど
保険制度全体の公正なる進展をはから
れるようにせられたいと思つたので
が、今の答弁によりまして、大体そう
いう考へを持っておられる状態であ
りますので、今後の研究を保険制度自身
の公正健全なる発達を期せられる意味
での研究も必要とする、そういうふう

にやつてもらいたいと希望して、私の
質問を終わります。

○近藤信一 君 一、二点についてちよつ
と質問いたしますが、本法改正の第一
の趣旨と申しますと、このたび海
外投資利益保険を新設する、そういう
意味で従来の海外投資保険の名称を海
外投資元本保険と、これはまぎらわ
しい点があるから、それを区別するた
めに改正したんだと、こういうふう
第一の理由が相なつておられます。た
その区別するためと申すこと、この
名称を変えられたのか、そのほかは何
か理由があるのか、その点伺つてお
きます。

○政府委員(松尾泰一 郎君) この要綱
でも御説明を申しましたように、今回
海外投資利益保険を創設せんとして
おるわけです。従いまして一般の通俗
の観念から申しますと、投資保険とい
ふことの中には、いわゆる投資元本に
対する利益保険、その投資から生れて参りま
す利益保険と二種類考えられるわけ
であります。従いまして今度新しい
利益保険を作りまして、この従来の
投資保険を投資元本保険と名前を変
えただけでございまして、何ら別段の
意味はないわけでありまして、もち
ろ、この保険の性質によりまして、元
本保険、それから利益保険とは、填補
危険の範囲等が若干変つてはおります
が、少くとも従来の海外投資保険、す
なわち今度の海外投資元本保険につ
きましては、先般も御説明申し上げま
したように、非常に内容を改訂をし、填
補率を引き上げ、保険料率も引き下げ
ようとしておるわけでありまして、少
くとも現行の海外投資保険制度から比
べますと、最近の投資意欲の向上に資

する意味におきましては、よい方向と
いうか、どうしてもやらなければなら
ない方向の改正というふうな考へてお
るわけでありまして。

○近藤信一 君 そういたしますと、
海外投資利益保険と、海外投資元本保
険と、まあわかりやすいために、こ
ういふふうな名称を変えられた、これに
しか過ぎないということですね。そう
いうふうに理解していいのですか。

○政府委員(松尾泰一 郎君) その通り
でございます。

○近藤信一 君 従来は、海外へいる
ろと投資しておられる被投資者が、戦
争、革命、内乱、こういうふうな非常
事態が起つてから、これの投資者が株
式を処分するから、または被投資者が法
人の清算が結了したときにおいて初め
て保険金を支払うという制度になつて
おりますが、このたびはそこへさら
に、暴動または騒乱というふうな非常
事態が起つた場合にどういふふうな
で改正の点があるわけでありまして、
そういたしますと、もしもそういうこ
とを非常事態を予想して、若干のトラ
ブルが起きた、これは大きくなるであ
らう、こういうことを予想して、その
ときに解散した場合において、やはり
これは適用されるのですか。

○政府委員(松尾泰一 郎君) 戦争、革
命、または内乱のほか暴動、騒乱を
加えるわけでありまして、ただどうい
うことを予想して解散をするというこ
とだけでは、これは保険の事故になら
ないものでありまして、要綱の二ペー
ジのまん中へんに書いてございまして
ように、損害を受けて解散するとい
うことでは、このように、戦争、
革命または内乱あるいは暴動、騒乱、

○政府委員(松尾泰一 郎君) 戦争、革
命、または内乱のほか暴動、騒乱を
加えるわけでありまして、ただどうい
うことを予想して解散をするというこ
とだけでは、これは保険の事故になら
ないものでありまして、要綱の二ペー
ジのまん中へんに書いてございまして
ように、損害を受けて解散するとい
うことでは、このように、戦争、
革命または内乱あるいは暴動、騒乱、

○政府委員(松尾泰一 郎君) 戦争、革
命、または内乱のほか暴動、騒乱を
加えるわけでありまして、ただどうい
うことを予想して解散をするというこ
とだけでは、これは保険の事故になら
ないものでありまして、要綱の二ペー
ジのまん中へんに書いてございまして
ように、損害を受けて解散するとい
うことでは、このように、戦争、
革命または内乱あるいは暴動、騒乱、

あるいは外国の政府、地方公共団体もしくはこれらに準ずる者によって、この権利または利益が侵害されたことにより損害を受けて解散したということであり、あらかじめ解散してしまつたというこの場合には、これは保険の事故にはならぬわけでございます。

○近藤信一君 それからこんどは設備や鉱業権、漁業権のような、事業遂行上重要な権利を侵害された場合をも加えることとした、こういうふうにごさいます。たとえば、現在太平洋水域には日本の漁業権というものがあると思ふのです。そういう関係で、今クリスマス島、前のピキニ島というところでは水爆の実験があつて漁業権が侵害された、こういうふうな場合はどういふ結果になりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今クリスマス島における水爆実験の場合を考へてみますと、現実には日本の漁業者、あるいは漁船がそこへ出て漁をやつておられる場合があるかと思ひますが、現実には外国の法人になつておられるか、言いかえてみますと、日本人が外国法人に出資しているとか、あるいは全額自分が株を持つている合併事業の場合でも同じですが、そういう場合はないのではないかと想像しているわけですが、しかしながら、かりにそういう外国法人であり、あるいは日本人が出資をして、あるいは合併事業で向うで漁業をやつて、あるいはそういう場合に、現在はまだ保険に入つておられる方はございませぬが、かりにそういう方があつて保険に入つておられたらいたしますれば、そういう水爆実験による被害によつて解

散したというふうな場合は、当然保険の対象になるかと思ひます。しかし、これはただ理論的な問題でございまして、現実には今該当するようなものはない、今このところはないのではないかと、今ふつと考へておられます。

○近藤信一君 今外国で漁業権に投資しているという事例はないのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 現在漁業で海外投資保険に入つておられるのは一件ございませぬ。これは英領ニューヘブリデス島でございませぬが、南洋貿易が現物出資によりまして漁業を営んでおられます。この一件だけであります。まだ保険に入つておられない漁業は、かなりあるかと思ひます。

○近藤信一君 鉱業権の方はどうですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 鉱業権の方は現在三井金属鉱業がタイ国においてタングステン及びコバルトの鉱業に従事しております。これも現物出資による投資でございます。

○近藤信一君 そうすると鉱業権におきましては漁業権におきまして、海外での投資というものは一件ずつしかないといいことですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) ちょっと今鉱業権の方の説明が不十分でございまして、今申しました三井金属鉱業がタイ国に現物出資で鉱業を営んでおられるほか、四件ばかりです。鉱業に、これは現金出資によりまして海外投資をいたしております。

○近藤信一君 現在日本の産業振興のために、相当今後海外に対しての投資というものがふえてくるのじゃないかと考へられる。そういう点からいいて、まして、やはり今後この海外投資に

○政府委員(松尾泰一郎君) 海外投資の促進のために、こういう保険制度よりも政府から直接の助成金等の支出の方が望ましいかどうかというお尋ねかと思ひますが、今のところ、いろいろの海外投資の形態もございませぬが、やはり企業の健全性から考へても、御審議を願つております。そういう保険制度によつて、損失の四分の三を政府で補てんをするという行き方と、それから資金そのものにつきましては、別途大蔵委員会の方で御審議願つておるかと思ひますが、輸出入銀行法を改正いたしまして、投資金融を活性化するという金融的な措置ということと、保険措置の強化ということで、ま

ず海外投資を促進すべきではないか。直接助成金ないし補助金の支出は、今の財政状況から見まして、好ましくないのじゃないかというふうに考へておられるわけでありませぬ。御存じのように、世界各国が今通商政策の非常な重点を、海外投資政策に置いておられるわけでありませぬ。直接の商品の輸出という形から漸次こういふふうな投資の促進によつて、輸出市場または輸入市場を確保するというふうな方向に進んでおられるわけ

あります。非常に重要なことでありませぬ。今のところは、そういう金融措置及び保険制度の拡充強化によつて海外投資を育成していくのが、望ましいではないかというふうな考へております。

○白井勇君 私ちょっと戻りますけれども、輸出検査法に關しまして二点ばかり通産省を代表されませぬ政務次官に伺つておきたいと思ひます。この法案の将来の見通しといたしまして、運賃に關連しましてありますが、過日米事務当局に伺つたところによりまして、指定検査機関としましては、現在あります二十六にさらに五つくらい検査機関を指定をされて、実施をしていくというお考えの方のようでありませぬ。申し上げるまでもなしに、この検査というものは、非常に厳正に公正に行ななければなりませんから、日本のような國柄から見ませぬれば、これはやはり政府自身がそういう仕事をやつていくという方が、これは一番無難な建前ではなからうかという感じが持つわけでありませぬが、過去の経過なり現状から見ますと、すでに政府の検査機関にかかわるような機関があるといつたしますれば、民間に二応指定機関を作つてやるということも、一つの方法かと思つております。ところが、今通産省の構想しておりますような指定されると思われます団体の実態を見ますと、それらは大体その指定貨物の、まあ何といひますか、関係者の団体のまた団体であるというふうな実態であるわけでありませぬ。ですから、悪く申しますと、業者方面のさしたるの利益というふうなものが非常に強く反映していく、こういうふうな弊害が伴ひやすいものじゃないかと思

うのであります。どうしましても、輸出をやつていくということになりませぬれば、遠き将来の國の輸出貿易という利害關係を考へます前に、業者個人のさしたるの目前の利害關係に走りやすいというふうな面があるわけでありませぬ。そういうものが指定されまして、果してこの法案の趣旨のような実施ができるものであらうか、さらに考へてみますと、現在予定されておられる二十六にさらに五を加へまして三十一になるわけでありませぬが、それらはそれぞれ特定の指定貨物のみを検査して参ります機関に予想されておられるわけでありませぬ。ところが、指定貨物そのものというものは、世界市場を相手として参ります、非常に何と申しますか、商売の波のあつて、浮き沈みの激しいものなわけでありませぬ。そういうものを相手にしてやつて参ります機関、しかもその仕事というものは、申し上げるまでもなしに、厳正にやつていかなければならぬ。ところが、一体特定の貨物のみの検査機関でありませぬれば、そのものが輸出がとだえるといふことになりませぬ。検査業務に携わつておられます者、それ自身の身分も保障されないと

いふような、非常に不安定な格好になつてくる、この法律を讀んでみますと、検査員は登録はされませぬけれども、それを國におきましてある程度めんどろをみてやるか、あるいは片棒をかついでやるか、あるいは何らの方法はない。そういうふうな機関のもの、どつちかと申しますと、厳正中立というふうなことは、必ずしも守つていけないじゃないかというふうな危懼の念も抱かされ、しかも、検査

をやりまする者は身分の保障というよ
うなものがある。ほんたうな状態の
もとに、こういう大事な仕事をやらし
ていって、果して一体通産省というも
のは円滑にやれる見通しがあるのか
いのかというのを、私は非常に危惧
の念をもって見るわけでありませう。
これに對しまして、通産省としましては、
この法案の趣旨に沿ひまして、どうい
うような方法をもつて、目的に沿うよ
うに検査をやつていられるかというお見
通しがあるのか、その点ちよつと伺つ
ておきたいと思ひます。

○政府委員(長谷川四郎君) 民間の検
査機関でなく、政府機関の方へ移行す
べきでないかという第一点の御
説がございましたが、民間機関が現在
あるけれども、急速に全部政府機関と
いうわけにも参らぬ。それを十分に
運用できるように、政府みずからがこ
れを指導し、そして併用して進んでい
きたい、こういうような考え方を持っ
ているわけでありませう。

さらにまた、もう一つは、中立性と
申しますか、たとえば人事の問題に
しても、監督というようなこと、認可と
いう、こういう点についても不十分で
はないかという御説でございますが、
その点は十分に留意をいたしま
して、絶対これならばいけるのではな
いかというように、私たちの方は自信
を持って提案をしていくわけござい
ませう。

さらにもう一つ、身分の保障につ
きましては、輸出検査員の選任とか解任
届出制、そういうような点、また従つ
て不当な処分だとか、たとえれば解任の
裏面に不正の事実が介在して、かつそ

の解任に當つて、指定基準に合致しな
かつたというときに、十分これを取り
締る道が開かれてくると思つたのでござ
います。なお御説等もございませうの
で、この点については、十分その意に
合致するような方法をもつて、行政指
導をしていきたい、こう考へておるわ
けであります。

○白井勇君 もう一点、今私の申し上
げたことが多少誤解されたように思ひ
ますので、念のために申し上げておき
ますが、私は、この法案が通りまし
て、新しく機関を作るわけはありま
せんので、建前としますれば、国とい
うような一つの権力を持ちましたもの
がやるのが望ましいことであるとい
ふに、私個人的には考えますが、し
かし、それぞれの貨物につきまして、相
当強力な機関というものは、従来そこ
まで発展してきておるわけでありま
す。この段階におきまして、それらの
ものをさらに國の方に統一すべきもの
であるというように私を私は考へて
おるようなわけじゃないのでありまし
て、ただ、そういう民間の強力な団体
というものを育成していかなければ
ならないと私は思つたのでありまし
て、ただ、それには、今通産省が構想して
おられますのは、それぞれの指定貨物
別に団体でも作つていくという考へ方
だと思ひます。ところがそういうもの
は、一つがだめになりますれば、それ
きりだめになってしまう。ですから、
将来のことを考えますれば、やはりあ
る程度そういうものをまとめまして、
一つの指定貨物が輸出が不振でありま
しても、他の伸びるもので埋め合せて
やつていくなんという、一つの弾力性

のあるような方向に漸次強化してい
かなきゃならぬのじゃなからうかとい
うようなふうに、私は思つておりました
ので、先ほどの点を伺つたのでありま
す。
それからもう一点私伺つておきたい
と思ひますのは、農林委員会の方から
もあつて申し入れがありましたように
に、農林省関係のみならず、通産省の
場合におきまして、これだけの法案
を出されまして、その予算の裏づけと
いうものは、ほんたうな御説のこと
です。一千万円ばかりの補助費を取り
まして、指定機関の器具の購入に充て
るといふようなことで、あるいはま
た、多少旅費を取つておるようであ
ります。多少の旅費を取つておるよう
ですが、しかしながら、私たちは過
日米現地を見せたいだけ、また御提
出願つた資料等についてみましても、
まず検査器具なんかのことを考へてみ
ます。そのこと、工業品検査所です
か、あそこにも参りましてお話を聞か
していただきまして、検査といふもの
は、これは御承知の通り機械器具を
もつて測定をするわけでありまして、
そういう機械器具がなければできない
ものなにかかわらず、必要な検査器
具の三二%しか配当が行つてないとい
ふことは、結局三割しか検査ができな
いといふことに私はなるものだと思
つておりますが、ではどうしてやつ
ていられるかといふことが、それは検査を
受ける方の機械を借りましてやつて
いると、こういうような話し合ひで、そ
ういふことでは権威のある検査のでき
ようはずはないのであります。

それからまた、監督をやつておられ
ます。あなたの方の検査員という職員
があるわけでありませうが、そういう人
たちのたとえば旅費の点を考へてみま
しても、月せいせい約千七、八百円見
当、二千元を割るような旅費でありま
す。ところで、たとえてみますれば、
工業品検査所という関係の場合にお
きまして、監督をしなければならぬ場
所が要するに幾つあるかといふこと
と、約九千五百あるのです。九千五
百に、職員の数といへば二百四十人
です。といふことは一人で四十名も見
て歩かなければならない。そうしてわ
ずか二千元足らずの旅費しかない。こ
ういふような格好にもなつておるわけ
でありませう。通産省自体の検査職員
の実態、それからその民間でやつてお
ります人の状態でも、そういう格好に
なつております。さらにまた、今後指
定されます指定検査機関におきまして
も、これは先ほど申しましたように、
一つの国の仕事を、そういう強力な機
関が引き受けてゆくわけですね。です
からそういうものは、これは大体手数
料である程度まかなわれたいといふこ
とは考へられますけれども、やはり国で
やるような仕事をかわつてやるような
一つの強力な機関でありますからし
て、そういう面におきまして、この人
件費の補助をやつてやりますとか、い
ろいろなやはり政府としましての予算
的な裏づけを考へてやらなければ、こ
の仕事というものは、ただ法律を通し
ただけでは、うまくいきつこないの
じゃないか、こう私は思つたのですが、ま
あ今後法案が通りまして、九九月も
あるわけでありませうからして、三十二

年度の予算的措置というものは、わ
ずか三、四月のものではないが、これ
らの予算の裏づけの措置につきまし
て、通産省はどういうお考へを持つて
いるか。

○政府委員(長谷川四郎君) 検査機関
に對しましては、連合会も発足するこ
とになつておりますし、なおなるべく
総合機関を作りまして、その方向に指
導してゆきたいというふうに考へてお
ります。私みずから最後の御指摘に
は、そう考へております。これだけの
わずか四月であつても、一千万円と
いふ予算でもつて、これだけの希望を
果すことができるかどうかといふこと
と、また現にいろいろな点等を見まし
て、特に日本の輸出工業といふもの
が、今日これだけ大きくなつてい
る。今日ゆえんのものも、いかに中小企業
が主体となつていふ点が多いかとい
ふ点、こういう面から考へても、予
算といふものがこれで満足すべきもの
では私はないと思ひます。本年発足に
當りまして、わずか四月間だからと
いふので、これで満足するものではな
くて、三十三年度の予算には、ただ
いまの御指摘の点等につきましては、十
分私はこれを検討し、さらに大蔵省と
折衝を續けて、そのたまたまの白井さ
んのお言葉の通りな方向に進んでゆ
きたい。そうでなかつたらばこれを
作つたその精神に相反するのではない
か、こういうふうには考へます。私
にもつと言つておいたくならば、検
査機関、國のこれだけの検査機関とい
うようなものを、輸出に對しては、國
が十分に、たとえ半分くらいが見

あるわけでありませうからして、三十二

るのは、当然じゃないかと私は思っております。そういう意味におきまして、そういう点には十分留意し折衝する考えでございます。

○委員長（松澤兼人君） 速記をとめて。

午後四時二分速記中止

午後四時二十三分速記開始
○委員長（松澤兼人君） 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は二月十八日）

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は二月二十二日）

昭和三十三年三月十九日印刷

昭和三十三年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局